

湘南 1 Leben 会則

(名称)

第 1 条 この会は、湘南 1 Leben (ショウナンワンレーベン) と称する。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は、神奈川県茅ヶ崎市赤羽根 545-4 に置く。

(目的)

第 3 条 この会は非営利団体として、保護を必要とする犬等の動物の救済に関する活動(事業)を行うことにより、生命の尊厳と動物愛護を社会に広め、殺処分根絶の実現することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために有志による活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 殺処分犬の保護
- (2) 保護犬の里親さがし
- (3) 保護犬の一時保護施設の運営
- (4) 動物愛護の為に啓蒙活動

(会員)

第 5 条 この会の会員は、次の 3 種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し活動を行なうために入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 協賛会員は、この会に活動に賛同する個人、団体又は法人とする。

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会代表に提出し承認を得るものとする。

(会費)

第 7 条 会費は寄付を主としそれを定めない。

- (1) 寄付については受領書を発行するが税控除の対象とはならない。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を会代表宛に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会の主旨に賛同できず会の運営を妨げると判断された場合。

(責任範囲)

第 9 条 本会は会員の自主参加、自主運営であり各会員の行動は各会員の自己責任とし、協会としての責任は有しないものとする。

(役員)

第 10 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 役員 2 名
- (3) 監査 1 名
- (4) 会計 1 名

2 第 2 項に定める役員は、代表の推薦と他の役員の選出により決定する。

3 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 11 条 代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 役員は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第 12 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、代表及び役員議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第 13 条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支予算
- (4) 役員選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、出席した正会員の過半数の同意で、開会及び決議を有効にすることができる。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 15 条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会議決した事項の執行に関する事項及びその他総会議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 16 条 代表は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 17 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 18 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

附 則

この会則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

以上